

令和5年3月

White Day

## 事務所ニュース [No.279]



### ◎◎新型コロナウイルス対応助成金◎◎

—従業員を雇用する事業主の方へ—

**雇用調整助成金** 雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置は令和5年3月31日をもって終了します。

※要件が変わります

原則的な措置

受給額

- 令和4年12月～令和5年3月
- ・1日あたりの助成金上限 8,355 円
- ・助成率 2/3

詳細は秋本、染矢にお問い合わせください

### 小学校休業等対応助成金

※12月～3月分は令和5年5月末日が申請期限です

#### 助成内容

有給で休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

#### 助成金額

日額上限額  
令和4年12月～令和5年3月  
8,355 円

#### 休暇取得期間

令和5年3月まで  
(終了予定)

### ◎雇用保険料率が上がります◎

—2023.4.1 改正—

一般の事業	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000
建設の事業	18.5/1000



### ◎パワハラ防止法◎

—2022.4 中小企業にも適用—

2020年6月に施行されたパワハラ防止法が4月1日から適用され義務化されています。パワハラ防止をするための職場の講ずべき措置はできていますか？

### ◎65歳超の雇用に助成金！！◎

2022.1.1以降に65歳以上の定年引上げ定年の定め廃止などを実施する事業主に最大160万円の助成金が支給されます

### ◎給与台帳・給与明細のデジタル化（ペーパーレス）おすすめませんか◎

詳細は秋本、小牧、井上にお問い合わせください

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp \* HP : <https://www.office-coa.net>